別表第五（第三百二十四条関係）

名称	位置	管轄区域	
旭川地域センター	旭川市	旭川市　留萌市　稚内市　芦別市　赤平市　士別市　名寄市　滝川市　砂川市　歌志内市　深川市　富良野市　空知郡　上川郡（南幌町を除く。）　樺戸郡（月形町を除く。）　雨竜郡　留萌郡　苫前郡（新得町及び清水町を除く。）　天塩郡　中川郡のうち美深町、音威子府村及び中川町　宗谷郡　枝幸郡　勇払郡のうち占冠村　礼文郡　利尻郡	
函館地域センター	函館市	函館市　北斗市　松前郡　上磯郡　亀田郡　茅部郡　二海郡　山越郡　檜山郡　爾志郡　奥尻郡　瀬棚郡　久遠郡	
釧路地域センター	釧路市	釧路市　根室市　釧路郡　厚岸郡　川上郡　阿寒郡　白糠郡　野付郡　標津郡　目梨郡	
帯広地域センター	帯広市	帯広市　河東郡　上川郡のうち新得町及び清水町　河西郡　広尾郡　中川郡（美深町、音威子府村及び中川町を除く。）　足寄郡　十勝郡	
北見地域センター	北見市	北見市　網走市　紋別市　網走郡　斜里郡　常呂郡　紋別郡	
苫小牧地域センター	苫小牧市	室蘭市　苫小牧市　登別市　伊達市　虻田郡のうち豊浦町及び洞爺湖町　有珠郡　白老郡　勇払郡（占冠村を除く。）　沙流郡　新冠郡　浦河郡　様似郡　幌泉郡　日高郡	
北陸農政局			
松本地域センター	伊那市	伊那市	
静岡地域センター	沼津市	沼津市	
新潟地域センター	佐渡市	佐渡市	
長岡地域センター	上越市	上越市	
福井地域センター	敦賀市	敦賀市	
東海農政局			
津地域センター	伊勢市	伊勢市	
近畿農政局			
和歌山地域センター	田辺市	田辺市	
中国四国農政局			
鳥取地域センター	米子市	米子市	
松江地域センター	浜田市	浜田市	
山口地域センター	柳井市	柳井市	
徳島地域センター	美馬市	美馬市	
松山地域センター	大洲市	大洲市	
高知地域センター	四万十市	四万十市	
九州農政局			
福岡地域センター	久留米市	久留米市	
長崎地域センター	佐世保市	佐世保市	
	壱岐市	壱岐市	
	五島市	五島市	
八代地域センター	天草市	天草市	
大分地域センター	宇佐市	宇佐市	
	豊後大野市	豊後大野市	
宮崎地域センター	都城市	都城市	
鹿児島地域センター	西之表市	西之表市	
	薩摩川内市	薩摩川内市	
	奄美市	奄美市	

第二条　農林水産技術会議事務局組織規則（昭和四十年農林省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「二十一人」を「二十人」に改める。

（農林水産技術会議事務局組織規則の一部改正）

（農林水産省定員規則の一部改正）

第三条　農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一七、八〇三人」を「一七、八一六人」に改め、同表水産庁の項中「九〇三人」を「八九四人」に改める。

（農林水産省定員規則の一部改正）

第四条　農林水産省定員規則の一部を改正する省令（平成二十三年農林水産省令第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表を次のように改める。

区分	期間	定員	備考
本省	平成二十三年六月三十日までの間	一七、九三三人	
	平成二十三年七月一日から同年八月三十一日までの間	一七、九二三人	
	平成二十三年九月一日から同年十二月三十一日までの間	一七、九三六人	
林野庁	平成二十三年八月三十一日までの間	五、一六九人	うち、四、六八一人は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号。以下「法」という。）第一条第二項第四号に掲げる職員の定員とする。
	平成二十三年九月一日から同月三十日までの間	五、一六五人	うち、四、六八一人は、法第一条第二項第四号に掲げる職員の定員とする。
水産庁	平成二十三年八月三十一日までの間	九〇三人	